

〔 平 17. 11. 11
基礎小 45－2 〕

資 料

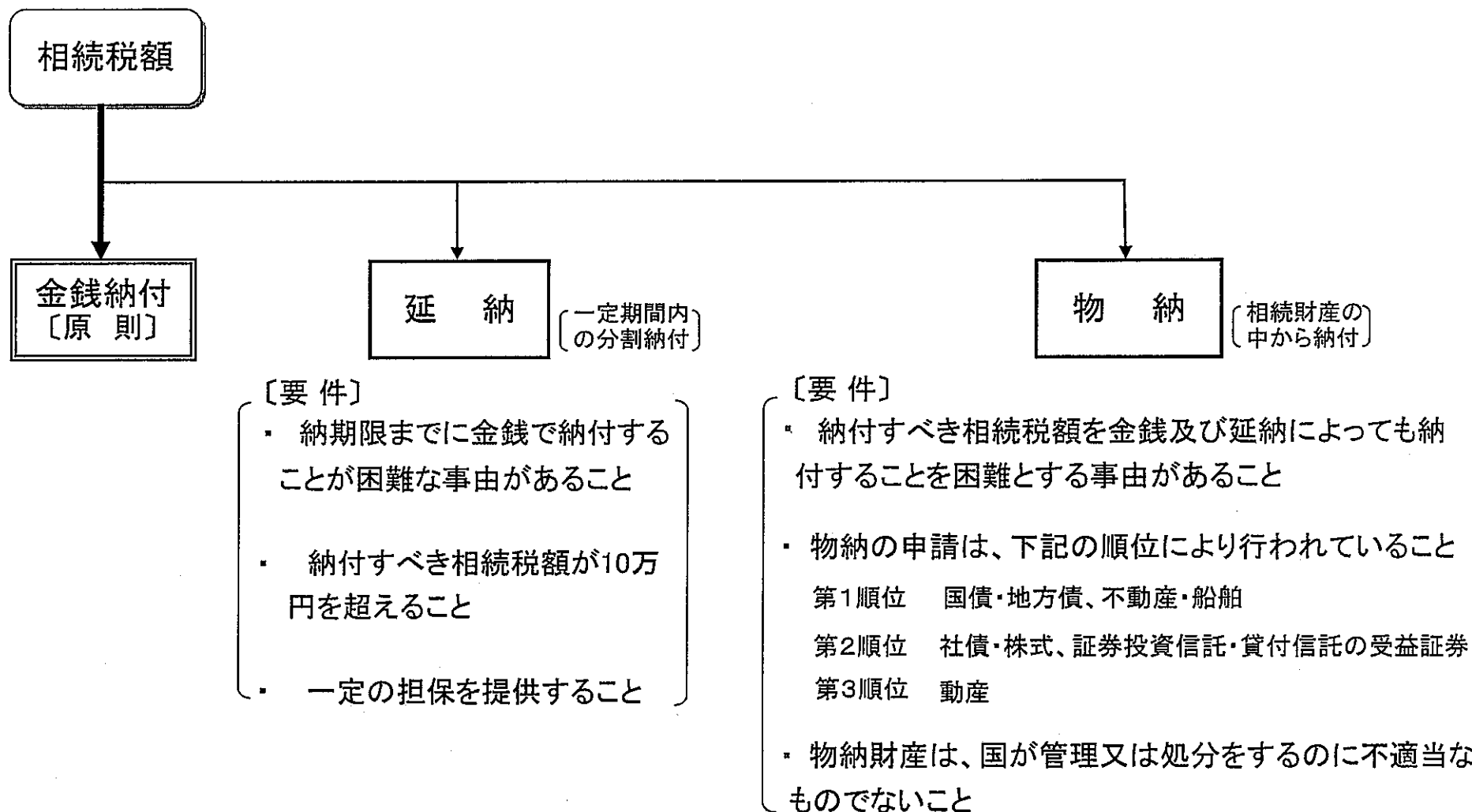
（ 納 税 環 境 整 備 ）

目

次

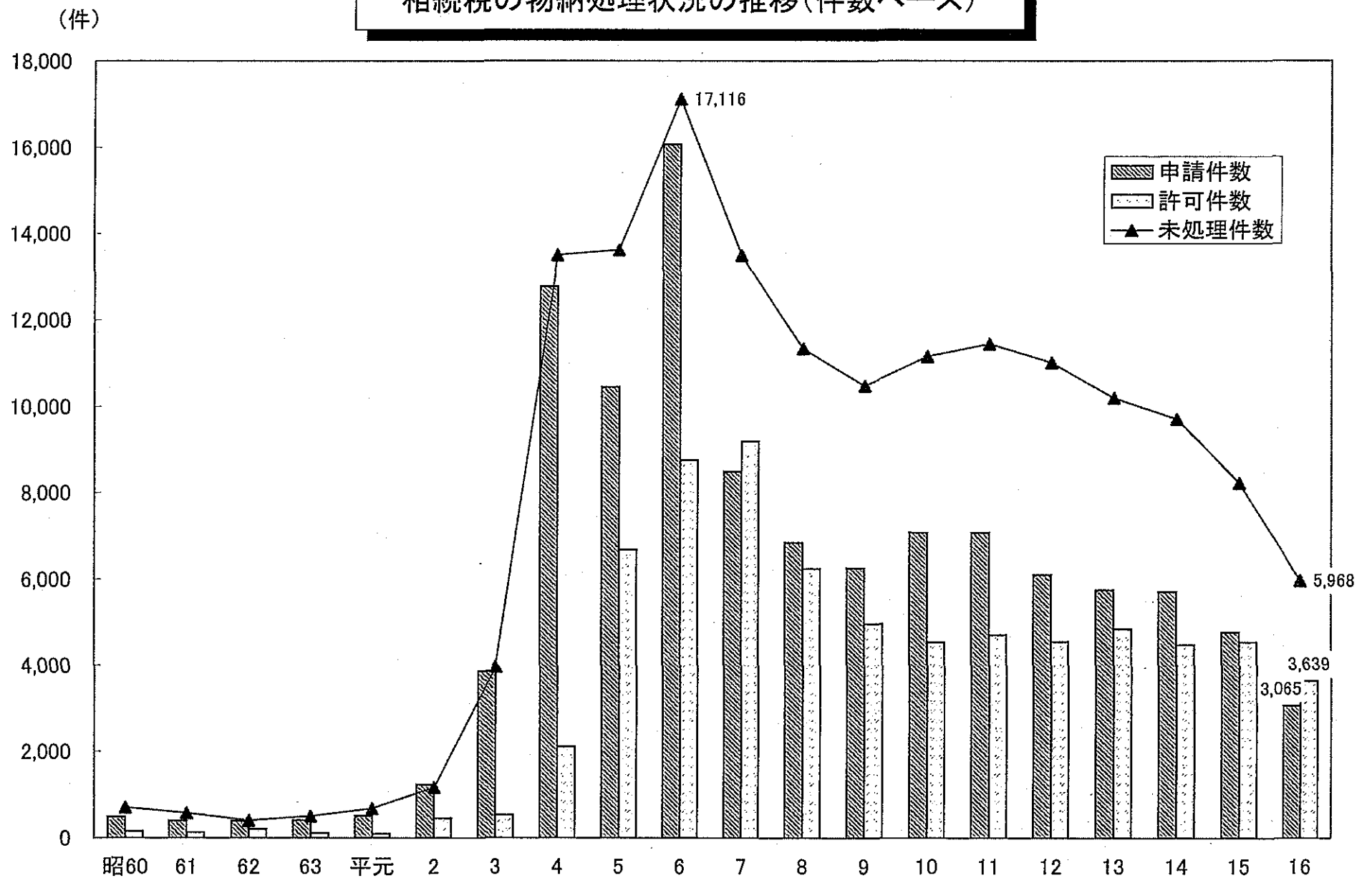
・ 相続税の納付の方法	1
・ 相続税の物納処理状況の推移（件数ベース）	2
・ 物納制度の見直しについて	3
・ 公示制度について	4
・ 個人所得課税に関する論点整理（抄）	5
・ インターネット取引を行っている者に対する調査状況	6
・ 無申告の事例	7
・ 加算税制度の概要	8

相続税の納付の方法



※ 物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続税評価額）による。

相続税の物納処理状況の推移(件数ベース)

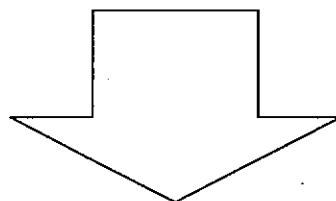


(注) 1. 「国税庁統計年報書」による。なお、平成16年度は速報値である。
 2. 平成6年度の申請件数は、特例物納分を含む。

物納制度の見直しについて

現状の問題点

- 物納申請から許可までに長期間を要している。
- 物納の許可基準が明確でなく分かりにくい。
- 許可基準を満たすための措置(補完措置)のルールが不明確。
- 納税者は不必要な相続財産から物納申請する。



見直しの基本的視点

- 納税者の信頼・利便の向上
- 合理的・明確な基準の確立
- 円滑・迅速な手続、効率的な執行

公 示 制 度 に つ い て

	所得税	相続税・贈与税	法人税
根拠条文	所得税法 233条 【昭和25年創設】 施行規則 106条	相続税法 49条 【昭和25年創設】	法人税法 152条 【昭和25年創設】 施行規則 68条
公示要件	税額 1,000万円超	(相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 (贈与税) 課税価格 4,000万円超	所得金額 4,000万円超 (2,000万円超)
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額	① 氏名 ② 納税地 ③ 課税価格	① 法人の名称 ② 納税地 ③ 代表者の氏名 ④ 所得金額 ⑤ 事業年度の開始及び終了の日
公示期間	翌年の5月16日～5月31日	申告書の提出があった日から4か月以内に、少なくとも1月間	申告書の提出があった日から3か月以内に、少なくとも1月間
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示	規定なし	税務署の掲示場に掲示
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	期限内申告書、期限後申告書、修正申告書	確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日	(相続税) 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内 (贈与税) 翌年の2月1日～3月15日	事業年度終了の日の翌日から2月以内

(注) 1. 法人税の()書きは、事業年度が6月以下の場合である。連結法人についても対象となる。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

3. 上記の他、課税停止中である地価税についても公示制度がある。

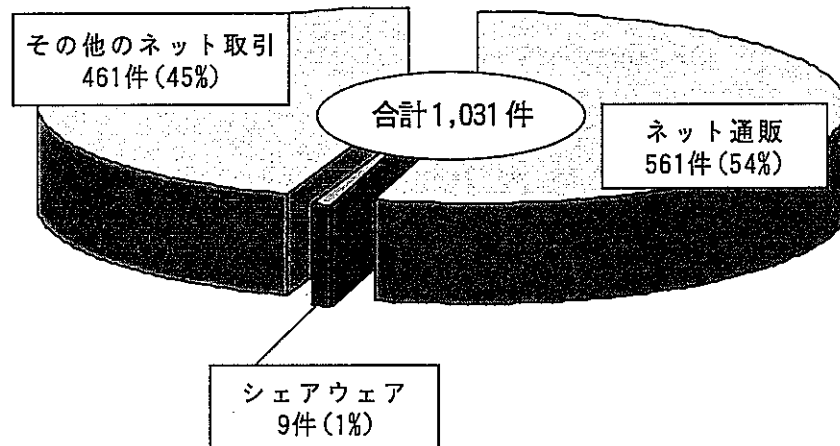
6. 納税環境の整備

(5) 公示制度

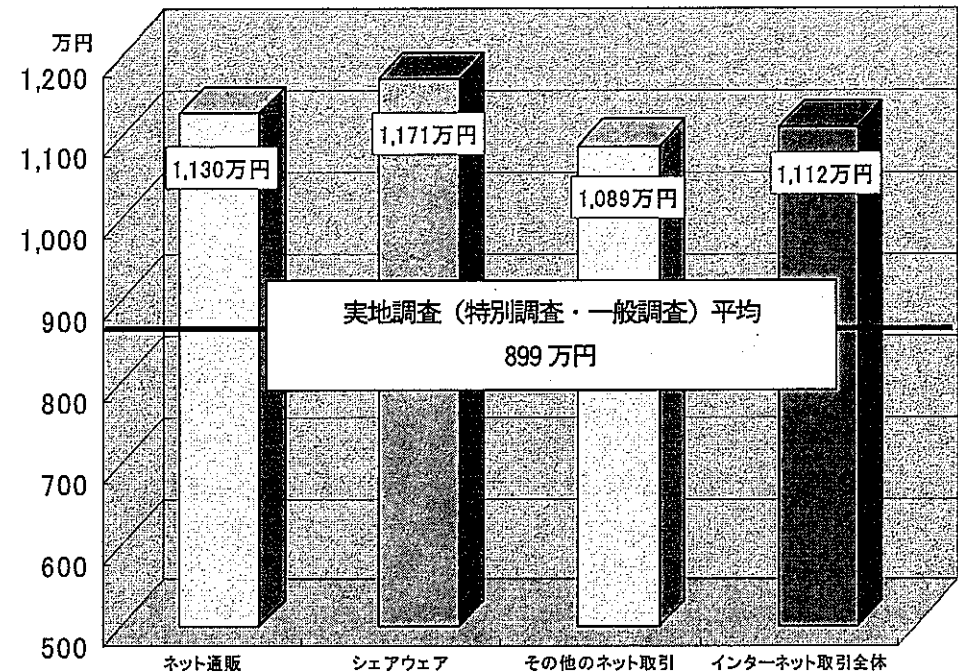
公示制度は、第三者の監視による牽制的効果の発揮という目的で設けられたものである。しかしながら、近年においては、所期の目的外での利用や、犯罪や嫌がらせの誘発の原因となっていることについて種々の指摘がなされている。また、本年4月の個人情報保護法の施行を受け、国の行政機関が保有する個人情報については、その適正な取扱い確保に向けた要請が今後高まっていくものと想定される。一部に存続すべきとの意見もあるが、前述の事情を勘案すれば、本制度については、廃止を検討すべきである。

インターネット取引を行っている者に対する調査状況

1. 取引区分別の調査件数の状況



2. 1件当たりの申告漏れ所得金額の状況



(出 所) 国税庁「平成 16 事務年度における所得税及び消費税調査等の状況 (概要)」

- (参 考) 1 ネット通販 : 事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法 (オンラインショッピング) を行っているもの
 2 シェアウェア : インターネットにおいて、電子画像や電子データの販売を行っているもの
 3 その他のネット取引 : 1 及び 2 に該当しないサービスを行っているもの
 4 上記取引区分別の調査件数の合計 1,031 件のうち、2 割弱程度が無申告

無 申 告 の 事 例

【個人事業者】～ 平成 16 事務年度における所得税及び消費税調査等の状況（国税庁記者発表関係資料）より

○ インターネットによる健康食品の販売代金を一切申告せず

A所有のパソコンを確認し、インターネット上にホームページを開設して健康食品を販売している事実とその取引状況を把握した。販売代金は、家族名義の銀行口座に振り込まれていたが、臨場時に把握したメモ等を念査した結果、Aが実質経営者であるにもかかわらず無申告であることが判明した。申告漏れ所得による資金は、預金及び不動産の購入などに充てられていた。

○ ネットオークションの販売による所得があるにもかかわらず無申告

会社員であるBは、質屋、リサイクルショップ等から仕入れた中古物品をインターネットオークションにより出品販売していたが、オークション履歴等の取引金額がわかる記録などは一切保存されていなかった。そのため、金融機関等への反面調査を行い、取引の全貌を把握した結果、多額の所得があるにもかかわらず、無申告であることが判明した。申告漏れ所得による資金は、遊興費などに充てられていた。

【法人】～ 平成 16 事務年度等における法人税の課税実績（国税庁記者発表関係資料）より

○ インターネットによる通信販売によって得た多額の利益を一切申告せず

インターネット上で通信販売を行っている業者について、その申告状況を確認したところ、数年前に医薬品の小売店を廃業した無申告法人であったことから、実地調査を行い、代表者がパソコンで管理している取引状況等を精査した。

その結果、健康食品の通信販売を行い多額の利益を上げていたにもかかわらず、店舗の閉鎖を奇貨とし故意に申告を行っていない事実を把握した。

○ インターネット上での番組提供によって得た所得を、休業状態を装い無申告

その他の娯楽業を営むC社は、インターネット上で番組提供を行っているにもかかわらず、無申告であったことから調査を実施したところ、多額の売上があるにもかかわらず、休業状態を装い申告していなかった。除外した資金は代表者個人の借入金の返済に充当していた。

加算税制度の概要

無 申 告 加 算 税	期限後申告又は決定による納付すべき税額に対して、15%の無申告加算税が課される。
過 少 申 告 加 算 税	修正申告又は更正による納付すべき税額に対して、10%の過少申告加算税が課される。 ただし、納付すべき税額が50万円又は期限内申告税額のいずれが多い金額を超える場合には、その超える部分に対して、15%の過少申告加算税が課される。
重 加 算 税	仮装隠ぺいがあった場合には、過少申告加算税に代えて35%、無申告加算税に代えて40%の重加算税が課される。

(注) 自主的に期限後申告書を提出した場合には5%の無申告加算税が課され、自主的に修正申告書を提出した場合には過少申告加算税は課されない。